第一項の表六九の項を次のように改める。

69	削除

三十二　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

第一項の表二二の項を次のように改める。

22	削除

第一項の表二四の項を次のように改める。

24	削除

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

第一項の表四〇の項を次のように改める。

40	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

第一項の表五五の項を次のように改める。

55	削除

第一項の表六一の項を次のように改める。

61	削除

第一項の表七五の項を次のように改める。

75	削除

第一項の表八〇の項を次のように改める。

80	削除

第一項の表八三の項を次のように改める。

83	削除

三十三　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二一の項を次のように改める。

21	削除

第一項の表三六の項を次のように改める。

36	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

第一項の表五九の項を次のように改める。

59	削除

第一項の表六六の項から七〇の項までを次のように改める。

66	削除
67	削除
68	削除
69	削除
70	削除

第一項の表七二の項から七四の項までを次のように改める。

72	削除
73	削除
74	削除

第一項の表七七の項及び七八の項を次のように改める。

77	削除
78	削除

第一項の表八四の項を削る。

三十四　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

17	削除

第一項の表一九の項を次のように改める。

19	削除

第一項の表二七の項及び二八の項を次のように改める。

27	削除
28	削除

第一項の表三七の項を次のように改める。

37	削除